



## はじめに

島根県では、「高齢者や障がい者の方々が生活しやすいまちはずべての人が生活しやすいまち」であるという認識に立ち、誰もが安心して自由にでかけられるまちを目指して平成10年に「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

その後、ノーマライゼーション、ユニバーサルデザインの考え方の普及や高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行など、ひとにやさしいまちづくりの推進にかかる状況が大きく変化してきており、平成25年4月に条例施行規則を改正したところです。今般これらを普及するため施設整備マニュアルの改訂を行いました。

この施設整備マニュアルでは、多数の方が利用する施設を誰もが利用できる施設となるよう条例施行規則で規定している整備基準に加え、配慮事項や望ましい基準を図解を含め解説しています。

この施設整備マニュアルが施設の新築や増改築、改修等の際に、事業者や設計者をはじめ広く県民の皆様にも有効に活用され、ひとにやさしいまちづくりが一層推進されますことを期待します。

平成26年3月

島根県